

## 近世後期長州藩の賤民外延の拡大と後退

——文政期山口『穢多之事書集』の歴史的位相——

北 川 健

『穢多之事書集』という一冊の書帖が、周防山口の多賀神社文庫に伝来している。文政初期<sup>①</sup>、宮司高橋右文<sup>②</sup>の筆になるものである。内容は、古今の諸文献<sup>③</sup>から「屠兎」「長吏」「穢多」など賤民に関する記事を抜粋抄録した、いわば賤民考証の資料ノートといったものである。

本文は一九丁、表紙ともに二一枚からなるが、末尾は俗に云う尻切れトンボのような形で終わって（途絶して？）いる。では、この『書集』はどうして輯録され、また中絶したのか。

本稿では、この『書集』の内容を逐一紹介することは避け、『書集』輯録の歴史的背景と中絶の事情を考察し、その歴史的位づけを果しておきたい。

一 近世賤民身分の範疇と外延

長州藩で賤民の範疇を規定した法令としては、正徳三年（一七三三）の法令<sup>④</sup>がある。

「一、茶筥、垣の内、道の者、遊君、川田等、皆穢多の名の由候、此者共の内、……」  
ここでは茶筥・道の者・遊君・かわたが「穢多」だと規定されている。

しかしこの法令以降、茶筥以下のものが全て「穢多」の名にされているかというところではない。近世後期の村明細帳<sup>⑤</sup>を見ても、茶筥は「茶筥」、遊君は「遊君」とされており、「穢多」とは呼ばれていない。その点では正徳三年の法令、藩権力の意図は貫徹していない。

「雑戸」

- 一、茶筥耆軒 遊君とも〔地名〕西裏二居候
- 一、穢多家数 四拾耆軒〔地名〕

ということとは、「穢多」という用語概念はそれ（正徳）以前にすでに社会的に実態化、固定化、定着していたことを告げている。事実、「穢多」という賤称の公用は万治・寛文期（二六〇前後）に始まっている（表I参照）。そして茶筥などこの「穢多」との関連づけも、寛文七年（二六七）の幕府裁定の通達で明文化されている。すなわち、支藩徳山藩の記録<sup>⑥</sup>は次のような寛文七年の通達を載せている。

「穢多より下の者、長吏団左衛門  
座頭、舞々、猿楽、壁塗、辻盲、猿引、非人、鉢扣、結揃、石切、放下師、箆張、渡守、山守、筆結、墨師、関守、鐘打、獅子舞、簀作、傾城屋、其の外道の者、数多雖有之……」

この寛文七年の通達こそ、賤民支配体制の二重構造的な拡大編成を方向づけ推進するところがあった、と目される。すなわち、支藩若国藩では茶筥を「道の者」と呼び、さらに道の者を「穢多」と呼ぶという体制となっている。

- 「一、人高千六百四人  
（略）  
六十人 穢多  
一、家数百九拾三軒 穢多  
享保十二年十月改  
右ノ内 十二軒 道ノ者<sup>⑧</sup>

ここでは「道ノ者」＝「穢多」となっている。  
ところが、本藩では先述のとおり、茶筥は賤民ではあってもこれを「道の者」「穢多」と呼ぶという体制は展開していない。また支藩豊浦藩では茶筥の実態をもつものではない。またこれを「行者中」「九品念仏の者」とし、賤民身分には編入していないという事象もある。  
こうした異同は茶筥の場合だけではない。たとえば座頭

近世後期長州藩の賤民外延の拡大と後退（北川）

表I 長州藩（本・支藩とも）における賤称の登場

年	代	用語例
天正一一	（一五八三）	「かわや」
〃	〃	「かわや給」「茶せん給」
慶長一五	（二六一〇）	「かわや」
〃	〃	「革屋々敷地料」
正保二	（二六四五）	「長吏皮屋役」
承応二	（二六五三）	「皮屋屋敷」
万治三	（二六六〇）	この年以前「穢多」
寛文元	（二六六一）	「穢多相応の役儀」
〃	七（二六六七）	「穢多より下の者」「道の者」
寛文・延宝		「エッタに下知」
延宝三	（二六七五）	「非人御究」
天和三	（二六八三）	「穢多衣類」
貞享二	（二六八五）	「牢番穢多」
〃	三（二六八六）	「穢多屋敷」
〃	五（二六八八）	「非人払穢多」「茶筥」
元禄二	（二六八九）	「穢多請状」
〃	七（二六九四）	「穢多五人組」
〃	一六（二七〇三）	「穢多」「非人」「道ノ者」

は、寛文七年の通達では「道の者」類のうちにあるが、これを「道の者」「穢多」＝賤民としているところは本藩・支藩ともない。ところが支藩岩国藩では、座頭・地神経読の妻女に限ってはこれを「非人」とするという方式を採用している。

「人改方控

類聚

一、百姓の部（略）

一、職人の部（略）

一、座頭の部 地神経読玉坊

一、非人の部 □□川原の者、座頭の妻女、地神経読の妻女<sup>⑧</sup>

ここでは同一世帯の配偶者の間にあっても身分的懸隔が存在するという事態になっているのである。

このように見てくると、近世賤民身分の輪廓、雑種賤民の範疇と外延は名実ともに齊一ではなく、<sup>⑨</sup>画然としない余地をはらんだものであった。

## 二 近世賤民支配の二重構造

近世賤民支配の体制は、「穢多」の名のもとに賤民身分を公定し、雑種賤民をも「道の者」「穢多より下の者」という形で「穢多」の統轄下に包摂支配することをもって基本的な方式とした。

「穢多より下の者、……座頭、舞々、猿楽、壁塗、辻盲、猿引、非人、鉢扣、……其外道の者数多雖有之……」

そのことから近世賤民支配の体制は二重構造の機構として現出。賤民相互の間に制裁と屈従、恫喝と反抗を定式化

させるといふ、凄惨苛酷な体制として展開した。この「穢多より下」という統轄方式の二重構造の矛盾が顕在化、表出してきたのが正徳期（二七〇年代）であろう。

すなわち、故喜田貞吉氏がつと紹介されているところによれば、正徳二年（二七三）備後・備中の茶筌らが「穢多の支配下にて無之由」を「穢多の水上」京都に訴え出ている。また長州藩でも、正徳三年（二七三）城下で次のような事件が生起している。

「非人共兼々穢多の下知不承ニ付、穢多非人の所え参、非人を致打擲、非人頭の者三人しほり候」<sup>⑩</sup>

そこには非人らがエタの「下知ニ背、仕役相勤不申……度々御差留被成候へ共承知不仕、我儘の作廻仕」るといふ情勢が横たわってきている。

正徳三年の法令は、こうした賤民支配体制の二重構造のもつ矛盾の露呈、動搖への対応としての法的措置であったと見ることが出来る。ここでは、かつて寛文期には「穢多より下の者」とされていた茶筌らをも「穢多」だと規定するに至っているところに強化の意図がある。

一方、この二重構造の支配方式は、現実には「穢多」による統轄の対象化することによって賤民身分への編入と固定を可能とする。その支配対象の拡張によっては賤民の範疇と外延も拡大することにもなる（後述第三章）。

要するに、近世賤民制はその支配対象である賤民の範疇と外延について、たえず退行と拡大の可能性を内包するものであった。

## 三 賤民の外延と差別の拡張

近世の賤民差別は、公然とした法的規定を伴っているところに中世のそれとは区別されるところがある。しか

し、それは単に法と権力の規定と強制によってのみ発現、展開したのではない。民衆みずからしても差別の積極的な主体たらしめることによって、差別は浸透、拡大再生産された。その場合、法的規定、封建権力の思惑を越えての差別の拡張、増中という事態にも及ぶ。長州藩にあっては、特異な職業集団として知られる美祢の「徳定」<sup>(徳定)</sup>と山口の「覚定」<sup>(角定)</sup>への、また山口町での「目明」に対する賤視と差別の派生などがそれである。

すなわち、「徳定」は美祢郡在地の伝統的な製薬売薬業者集団であるが、近年の布引敏雄氏の研究によれば、徳定は元来は「差別されない存在」であったものが、宝曆期（一七六〇頃）村内から「市組合え入不申」という差別を組織される事態となっている。「素より御百姓の儀……格別品替りたる身柄ニても無御座」とは、差別に対する徳定一同の反弁である。

また、「覚定」は山口近郊に集落をもつ芸能者集団であるが、慶賀万歳を営んでいたことから近世後期にはエタの干渉と制肘を受け賤民視される情況に当面している。寛政四年（一七九二）覚定「規則」が「それ覚定は往昔よりの良民にして」「筋目正しき御百姓」とみずから宣言しているのも、とりもなおさず賤民視への対処、自衛としてである。

そうした情勢があればこそ、安永八年（一七九八）の戸籍編成に当って藩権力側からその賤民視を否認する指示が公告されているのである。

「伊佐の徳常、山口の角常の類は常の百姓同様の仕法ニ可仕事」<sup>(徳定)</sup>

次に「目明」であるが、長州藩では目明は賤民ではない。権力執行の末端を分掌することから、むしろ「望み人数多有之、中々容易ニ手へ来ル事無之」き職柄でさえあった。ところが文政五、六年（一八二四頃）山口町でこの目明職が賤業視され、忌避されるという事件が生起している。ことに山口町の「頭町」<sup>カシラマチ</sup>四町の一つである米屋町の住民は「山口市中の頭町の内ニ目明共仕候てハ歴々迄も下品町に成れり、目明シ仕候間ハ五人組を除く」と主張し、目明差別の

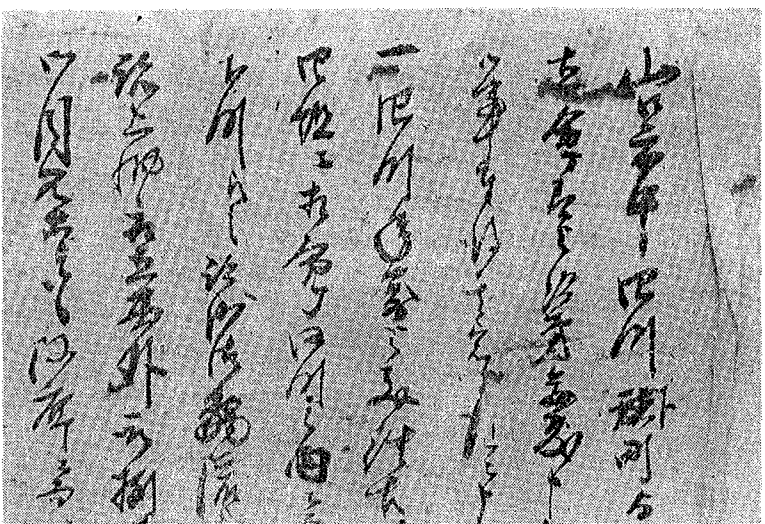
急先鋒をなした。

こうした目明に対する差別と賤業視は、他藩では目明には被差別部落住民が当てられているという状態が見聞され、それが波及、醸成したところの風潮であった。「頭町」の一つ道場門前の町人福本佐吉は次のように告げている。すなわち、九州豊前の中津に行った折、自分は国元（長州）では目明を勤めていると語ったところ、彼地の者たちは次のように宣告し、以後佐吉は同席を拒絶されたという。

「左様の役儀ニ候哉、是迄ハ何事も不存故致一席候、向後ハ座席をも相改用事可申承」

こうした他藩での「目明ハ非人頭ト心得」る状態が伝聞され、山口町でも新たに「目明ハ結句穢レ」という觀念と論理が登場しているのである。

以上、近世賤民制のもとで本来賤民とはされていなかったものが賤民視され、また賤業とはされていなかったものが賤業視されてくるという事態を見た。近世賤民制の派生の所産であり、云うなれば近世賤民制の「恐ろしいまでの貫徹」である。要するに賤民規定を越えての差別の拡張と、



写真① 山口町は「頭町」（四町）と「下町」という差別の構造を有した。『山口町旧例書上控』

民衆次元での賤民外延の拡大と増巾があった。

#### 四 賤民支配への抵抗と闘い

賤民差別への抵抗と反抗は不断に存在する。当初、寛文元年（二六二）には牢番役拒否といった組織的な抵抗が突出。<sup>②</sup>「<sup>地名</sup>〇〇辺穢多御蔵入人給共二公用の節ハ罷出、遂其節の由候、然処ニ籠番の儀断、申の由……」<sup>③</sup>以後、歴史のなかで、差別とその強化に対して組織的な抗議や集団的な実力行使などが各地である。

寛政六年（二五四）九月、都濃郡<sup>地名</sup>〇〇村の被差別部落住民は、支藩徳山領遠石八幡宮の祭市で芝居棧敷に仕切りが新たに設けられたことに対して異議を唱え、従来通りに仕切りを解除するよう請願。<sup>④</sup>

万延元年（二六〇）一〇月、玖珂郡<sup>地名</sup>〇〇村の被差別部落住民は、往還道の通行をめぐって<sup>地名</sup>〇〇町の住民と対立。そのトラブルのなかで部落住民一人が殺害されたという誤報が伝わると数十人が集結。町側から出動した若者多人数と対峙、夜に及んで乱斗。<sup>⑤</sup>

また個別的な行動もある。寛政二年（二五〇）九月、山口<sup>地名</sup>〇〇部落の「年寄」役弥兵衛は脇差を帯刀し、しかも町家の座敷に上り込んでいたところを検挙されたが、彼は「いづれニても座敷へ上り候」と云い放ち、みずから憶することなく振舞っている。それは個別的な逸脱と反抗の域を越えるものではないが、そこには意図的な姿勢を見ることが出来る。

一方、苛酷な差別のもとで培われてきた強靱な人間主張の意志と行動の表出も見出すことができる。すなわち、文化一〇年（二八三）頃、山口<sup>地名</sup>〇〇部落の住民は「出火或ハ洪水の節ハ強気の働仕り」、「骨折る」という定評を博している。人命救助、災害防止という人類普遍の共通課題に挺身、奮迅の活躍をなしているのである。

また、豊浦郡<sup>地名</sup>〇〇村の官番の妻登波は、みずからの父と弟を殺害された仇討ちのため文政八年（二八三）「郷里を立出で……十二ヶ年の間野臥山臥の艱難心苦を尽」す。それこそは仇討ちというまさに封建武士道徳の体现であり、そこに普遍的価値律の自己実現という形での人間主張を見ないわけにはいかない。

他方、公然とした反抗や自己表明ではなく、偽装による賤民身分からの脱却即脱賤という形での抵抗がある。それは方法的にもその直接的な成果にしても孤立的、逃避的であるが、当時、被差別部落住民が身分的解放を遂げようとする場合、脱賤が唯一の方法でしかなかったという状況と、またその脱賤行為が嚴罰の対象となっていたことを考え合わせるなら、脱賤の行動は過小評価されるべきではない。

#### 「穢多林蔵

子十二月遠島、丑暮入墨追放  
（安政四年）

右広島者の由にて<sup>地名</sup>〇〇え罷越、令滞留、近頃<sup>同上</sup>〇〇を立去り平人ニ紛レ居候付籠告

同人妻娘

右御國中追放

同人弟万蔵

閏二月遠島、丑暮入墨追放

右兄林蔵を暮ひ罷越、是又……」<sup>⑥</sup>

しかも、たとえ孤立分散的ではあれこの脱賤の行為が伝播累積するところには、社会的にも一定の状況が醸成展開する。であればこそ藩権力はその取締りに躍起となったのである。

「御國中穢多共平人ニ紛レ、不謂仕方有之ニ付、男女共髮の結び様御沙汰の事」<sup>⑦</sup>（元文三年十二月）<sup>（二七三七）</sup>

近世後期長州藩の賤民外延の拡大と後退（北川）

「諸郡穢多共の内、内証宜敷者も有之、平人え銀錢を貸シ、其外平人ニ紛レ候ニ付、御沙汰の事」<sup>⑧</sup>（寛政三年二月）  
 事実、脱賤という行為が賤民身分制をなくし、ずいずい的に後退、弛緩せしめていくものであったことは、現に高橋の『穢多之事書集』が文政当時山口での出来事として次のような事態を書きつけている。

「記タル物ハ無之、現在ノ事ヲマ、ニ語ル」

一、山口<sup>(地名)</sup>□□村<sup>(地名)</sup>ノ今井忠兵衛と申者ノ隣家ニ嘉兵衛ト云<sup>(茶筌)</sup>チャセンあり、防府□□<sup>(地名)</sup>ニもチャセンあり、此等ハ穢多トハ違へり、俗人ニも成ナリ、右嘉兵衛が伴ハ百姓家へ奉公ニ出テ後、山口湯田辺ニテ百姓町人ニ成レリ」

これによれば、茶筌一人の脱賤という眼前の事象が、茶筌は「俗人ニも成」るとの、一般的認識をさえ周辺にもたらすに至っている。そもそも茶筌は、先述のとおり、正徳三年（一七二七）の取締令、安永八年（一七九七）の戸籍令でも明白に賤民身分と規定されているのであるが、それがここでは非賤民視——「俗人ニも成ナリ」とはもはや賤民身分ではない——されていくという情況が部分的にはあれ展開しているのである。ほかならぬ脱賤によってである。それは脱賤の大いなる獲得成果にほかならない。

要するに、本来賤民と規定されていたものが非賤民視されていくという事態がここにある。

### 五 賤民の外延の交錯と混乱

以上、近世賤民制のもとで本来賤民とされていなかったものが賤民視され、一方賤民と規定されていたものが非賤民視されてくるという、相背向する事態を見た。つまり賤民制の派生的拡大としての賤民外延の拡張と、その一方で解放への志向の成果としての賤民外延の後退である。

この相反する二つの動向と情勢の交錯するところに賤民外延の混乱と錯綜が部分的にせよ必然化、相剋化する。云

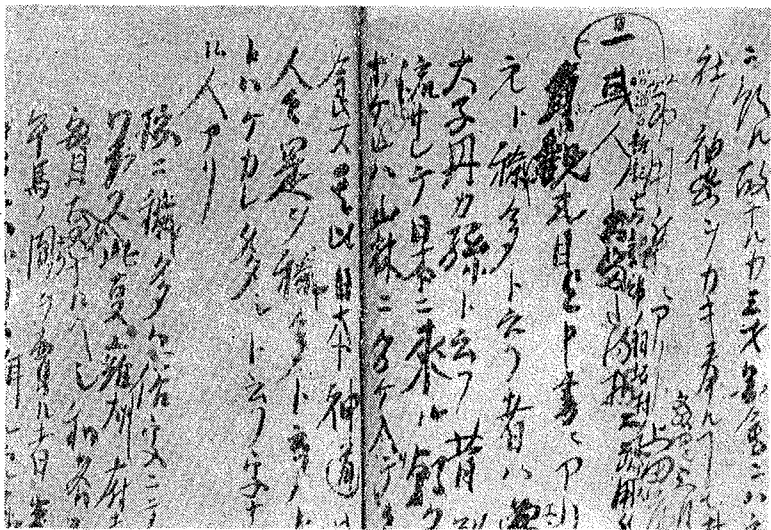
いかえれば、賤民とは何かという疑問発生的情況がそこに胚胎醸成する。賤民の歴史的所以の探究と考察『穢多之事書集』こそは、そうした歴史的位相における所産をなす。

「参詣人ハ殊ノ外群集仕候、河原ニテ穢多と俗人喧嘩仕候、  
 けんべひのどぶを穢多仕候由ニテの事と承候」<sup>(箱型)</sup>

神社の宮司にとつて、賤民は全く境外無縁の存在ではなかった。賤民制による民衆分断支配の矛盾は、神社の祭祀時にも噴出、顕現するものであった。

また、賤民のルーツへの関心はひとり宮司高橋だけに限るものではなかった。文政四年（一八二三）三月二十五日、高橋は山口の学者上田茂右衛門（上田鳳陽）から『節用集』に「穢多」について記述のあることを語られている。高橋は当代傑出の碩学であり、上田は山口講習堂（のち山口明倫館）の創始者である。当時、一部の学者文化人の間にはあれ、賤民の起源についての論議のあったことは注目に値する。

賤民の歴史的所以、それが高橋右文が「穢多の事」を「書集」めいた動機であり主題であった。その賤民考証『穢



写真② 『穢多之事書集』の部分。註⑧参照

多之事書集』は、近世賤民制における法と現実との乖離、賤民外延の混乱という近世後期の情勢に照応する。

#### 六 賤民考証の到達点と限界

では、高橋がこの『穢多之事書集』の輯録を通してみずから見出し、到達しえたところの局面とは一体どのようなものであったのか——。そこには新しい発見があった。

「其内（『訓蒙図彙』）ニ屠者、トシヤ 俗ニ云エタ屠兒同トアリ、屠者ノ下ニ余分ノ常人アリ、夫ヲ以テ見ル時ハ穢多トテ左程各外ノ人トモ見ヘズ……」

「左程各外ノ人トモ見ヘズ」というそこには、眼前現実の認識を越える歴史の意外な発見がある。

しかし、これらの発見によって彼が差別観念から脱却したのではない。むしろ差別観念に立つての輯録であったことは、「其所作不浄ノ事」と平然と書きつけていることからうかがえる。『書集』は古代から中世・近世にわたる歴史的考察の中をもちながらも、その基調はあくまでも幕藩体制下の賤民制にもとづく発想と認識の域を越えるものではなかった。

だが、高橋自身がそのような限界と意識を所持していたとしても、その歴史追究の作業は彼をして意想外の驚くべき歴史事実<sup>①</sup>に衝き当たらせることになる。

その戦慄すべき未知との遭遇とは、当時近世の身分制観を根底から揺がすだけの歴史事実との出会いであった。すなわち、『書集』の筆は或る史料の筆録途中において突如として中絶、放棄されているのである。その史料とは『後太平記評判』の一節である。

「後太平記評判卷卅七ノ初丁、尼子大内国論ノ事並備後ノ国府野合戦ノ事ノ評ニ曰——。

伝ニ曰、尼子兄弟、兄を三郎、弟ヲ四郎ト云、中略、或る年、穢多ノ家ニ入テ身ノ浅間<sup>シキ</sup>死事を被語ジカバ穢多憐テ隣国ニ（後欠）」

『書集』の輯録記事はここで終わっているが、この中絶している箇所以後の、記事にこそ中絶の理由はあると見なければなるまい。国会図書館本『後太平記評判』によれば、その途絶以降の記事こそは次のとおりである。

「（隣国ニ）廻文シ其勢二三千馳集、富田ヘ推寄、グハッサン月山ノ城ヲ囲ム……四郎経久ヲ月山ノ城ニ遷ス……彼経久ハ穢多ノ助力ヲ以立身スレバ家来エ多ク穢多ヲ賞恩セント……」

この記述こそ『書集』の編者高橋の前に立ちはだかった驚目すべき歴史事実であった。すなわち、かつて戦国時代、賤民軍団が分国を越えて「二三千」もの兵力を擁し、戦国大名を擁立するなどということは、高橋にとっては想像を絶することであつたと思われる。もつともこうした戦国期の状況は、ひとり尼子氏の場合だけではない。毛利氏とても、毛利元就自身、山中鹿之助軍との激戦では「革田」天野量重・信秋父子の背に負われて死地を脱しているし、「革田」軍団も編成登用している<sup>②</sup>。

しかし、戦国大名が賤民集団に担われ、しかも大名の幕下に賤民出身の部将が列していたという歴史こそは、現実近世の賤民身分制の絶対性とはもとより、武士身分支配そのものの超越性をも観念的にはあれ、覆えすことになる。高橋にこの歴史記述のもつ重大性、現実への恐るべき影響について思い及ばぬわけはなかった。彼には「穢多憐テ隣国ニ廻文シ其勢二三千馳集……彼経久ハ穢多ノ助力ヲ以立身スレバ家来エ多ク穢多ヲ賞恩セント」とまで記述することは憚られた。のみならずこの「穢多憐テ隣国ニ」までの記述をもって『穢多之事書集』そのものの編録にも終止符を打っているのである。

云いかえれば、高橋の賤民考証は、この「其勢二三千」「家臣ニ多ク穢多ヲ賞恩」という歴史に遭遇することによ

って頓座し、みずから放棄中止されたのである。そこに高橋の到達点と限界があるとともに、幕藩体制の厳然たる重  
圧がある。高橋はこの体制にかかわるコトの重大さのゆえに筆を擱き口をつぐんだのである。

しかし、その黙秘のなかにこそ、高橋の意志とは別に、近世賤民制を根底から覆えすだけの歴史事実が歴史そのも  
ののなかに横たわっていることが託言されている。その歴史学的な手法での賤民考証は、今日から云えばまきに行き  
当るべきところまで行き及んでいたたのである。であればこそ、『穢多之事書集』の中絶は、編者高橋の意図とは裏腹  
に、ほかならぬ成立史研究が部落解放の上にもまさに重大な役割を果しうることを改めて示唆するものである。

おわりに——歴史研究と体制秩序

歴史研究は、歴史研究者をして眼前現実の秩序なり体制から乖離した歴史事実を遭遇せしめる。そのことから歴史  
研究は、一定の時代状況なり体制秩序を越え、これを相対化せしめる視野と認識をもたらすことにおいて、したがっ  
て現体制の呪縛と支配から観念的にもせよ解放と自由を招来せしめる可能性を有することにおいて、反体制的、反秩  
序的たりうる。

その歴史事実を、とりもなおさず歴史に即して解明しうるか、あるいは現在の体制と通念に拠って処理埋消せしめ  
るかは、実に歴史研究者の姿勢と資質にかかわっている。たとえば、

「穢多ハ山県（人名ママ） 方先祖ノ百姓ヨリ起リシ者ナリ、……山県氏ノ百姓ナリシニ何故ニヤ穢多ニ落サレタリ」

『岩国沿革志』（明治三五年序）の編者藤田保は、注目すべき歴史事実を衝き当たりながらも、それを制度解明の糸口  
とはせず、むしろ制度適用の個別事例として通釈。世俗的通念の域にとどまり、問題を提起するに至っていない。

また、『因府年表』（天保末年）の編者岡嶋正義は、寛永一九年（二六三）八月の「平人」取締令

「草履取等平人共抱置候旨相聞候、長屋下屋敷へ右等の者一  
夜も差置申間敷事

長脇差を指候者御召捕ニ相成可申事」

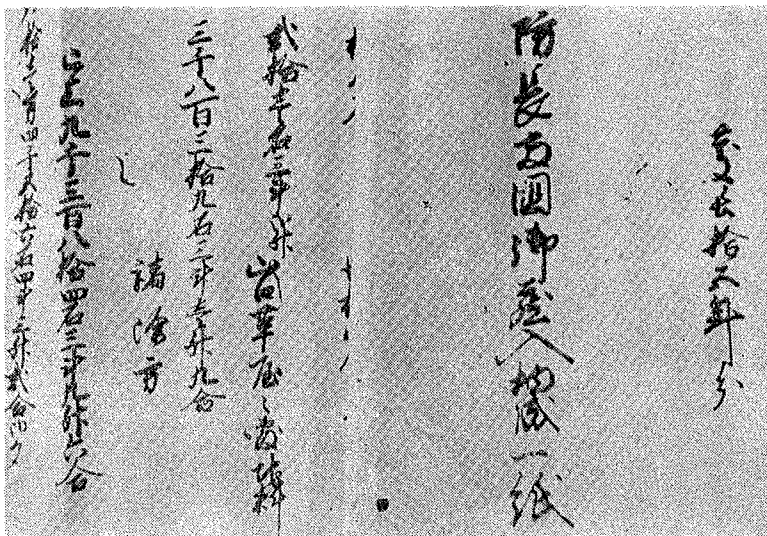
を採録するが、その歴史事実こそはストレートに現時体制  
の武士階級の威信と絶対性を損うものであった。岡嶋はこ  
れをみずからの理解を越えたものとし、こともあろうに

「案（する）に、右に平人とあるは、邪蘇宗門を転び候者共  
にやと被憶察」

と糊塗することで問題を隠蔽、迴避している。

云うなれば、体制ないしは通念との衝突——。そうした  
歴史研究の属性から高橋右文の賤民考証『穢多之事書集』  
もまた免かれえなかつたのであるが、それはなにも高橋だ  
けに限るものではない。今日の歴史研究とその環境とても  
例外ではない。

それだけに時代状況を切り拓いていく一層の機能と役割  
を歴史研究は担っている。その緊張関係を堅持している限  
りにおいて、歴史研究は、また、すぐれて現時代の証言者  
たりうるのである。



写真③ 「革屋々敷地料」が見える。慶長十五年『防長両国御蔵入物成一紙』  
本文表1参照  
(埼玉県立文書館架蔵井原家寄託文書)



註①『書集』文中に「文政四巳三月廿五日 上田茂右衛門語キ」とあるから、『書集』編録の期間はその後後にわたる。

②「有文」とも記す。明和三年（一七六六）生れ、天保三年（一八三二）没。

③「和名類聚抄」「節用集」「和漢音釈書」「字語編」「四声字林」「大字彙」「訓蒙図彙」「和漢三才図会」「雍州府志」「山口温古雜記」「防長兩國故実記」「萩古実物語」「後太平記評判」「国朝諫諍録」「閑田耕筆」「妙法蓮華経」「挫日蓮」「人別御仕法書」など約二〇点に及ぶ。

④「二十八冊御書付」

⑤「防長風土注進案」

⑥「備志雜記」

⑦「享保十七年虫枯亡者過去帳」

⑧「岩国藩〔享保増補〕村記」

⑨「豊浦郡地下上申」によれば、「此者とも常ニ九品の本尊を掛ケ、念仏執行仕候、……九品のおひをかるい、念仏ニて針、茶せんを売申候」とある。「鉢敵ノ由来」を

もつ、と伝える（『豊浦藩旧記』）。

⑩「豊浦藩村浦明細書」

⑪「岩国藩旧記」

⑫こうした本・支藩間の差異こそ、賤民制の権力による編成と、それが権力万能的に成立したものでないことを示している。

⑬「当用諸記録提要」

⑭喜田貞吉「特殊部落研究」

⑮「典刑」

⑯布引敏雄「長州藩における差別意識の拡張について」（時野谷勝教授退官記念『日本史論集』）

⑰「覚定提書」

⑱「戸籍御根帳」

⑲「有武日記」

⑳「頭町」（四町）は、代々山口町の「年寄」役を占有し、「下町」で富裕となりえたものだけ「四町」への営業進出（「枝宅」）を許し、営業不振者と犯罪者は「四町」外に退去させるといふ特権を有した。㉑論文参照。

㉒北川健「最近の長州藩部落史研究に関する二三の問題

点」（『山口県地方史研究』三五号）

㉓北川健「長州藩における賤民制の成立と確立」（『山口県文書館研究紀要』五号）

㉔「正保三年被召上候二歩被返遣事」

㉕「遠用物袋入〔筆写〕史料〔綴〕」

㉖上山満之進「藩政史料（ノート）」

㉗「山口宰判本控」

㉘吉田松陰「討賊始末」（『吉田松陰全集』）

㉙「御仕置部分頭書」

㉚「文政見聞記」

㉛松阿弥文書（『新修島根県史』史料篇）

㉜「知新集」（『新修広島市史』資料編）

㉝「鳥取県史」

付記

本稿の内容は、昭和五三年度の日本古文書学会研究大会（昭和五三年一月二六日、早稲田大学小野講堂）で「山口多賀社文庫『穢多之事書集』の輯録と中絶」と題して研究発表したことの内容である。

なお、本稿にかかわる調査研究の過程で、山口県文書館先学の石川卓美、田村哲夫の両氏に二、三の点についてご教示を受けることがあった。記してお礼申しあげたい。